インフルエンザ警報の発令について

令和８年(2026 年)１０月２９日（木）１５時００分

北海道名寄保健所
(北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室)
電 話：０１６５４-３-３１２１

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年(2026 年)第４３週（令和８年(2026 年)１０月１９日～令和８年(2026 年)１０月２５日）において、名寄保健所管内の定点当たりのインフルエンザ患者報告数が、警報基準である３０人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、名寄保健所管内において流行が更に拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

１　定点医療機関当たりの患者報告数（第４３週速報値）

区分	名寄保健所	全　道	全　国
定点当たり患者報告数	36.75 人	－	－

２　対　応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

（URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html）

３　参　考

（１）最近５週間における定点医療機関からのインフルエンザ患者報告状況

（表示は、「患者報告数（患者/定点）」単位：人）

	第 39 週 (9/21～9/27)	第 40 週 (9/28～10/4)	第 41 週 (10/5～10/11)	第 42 週 (10/12～10/18)	第 43 週 (10/19～10/25)
名寄保健所	9 (2.25)	21 (5.25)	46 (11.50)	49 (12.25)	147 (36.75)
全　道	745 (4.52)	1,530 (9.22)	2,675 (16.21)	2,032 (12.32)	－
全　国	26,681 (7.17)	42,340 (11.35)	47,746 (12.81)	33,864 (9.08)	－

※第４３週の患者報告数は速報値。

（２）インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：１定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で１０人以上となった場合
警　報：１定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で３０人以上となった場合
※　警報発令後は１定点医療機関あたりの受診患者数が１０人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。